「マルチステークホルダー方針」

当行は、企業理念として、「地域とともに　お客さまのために　『親切』のこころで」を掲げ、株主にとどまらず、従業員、取引先、お客さま、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創を企業経営において重視し、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や地域経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

１．従業員への還元

当行は、企業理念の実現・企業価値向上に向け、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて「コンサルティング考動」を実践し、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自行の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて労使間での真摯な対話を通じて、収益の分配・還元に取り組みます。現在も業績や物価変動などを踏まえた賃金の引上げを実施しており、 引き続き適切で納得感のある賃金支給に努めてまいります。

また、教育訓練等について、多様な人材が最大限の能力を発揮できる環境を整備し、キャリア自律支援、成長を後押しする人材育成により、一人ひとりの「働きやすさ」「働きがい」を実現・支援するとともに、誰もが活き活きと働ける職場づくりを行うことでエンゲージメント向上を推進してまいります。

２．取引先への配慮

当行はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。
なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言のＵＲＬ
【https://www.biz partnership.jp/declaration/53410 11 00 chiba.pdf 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和７年３月１９日

株式会社千葉興業銀行　　取締役頭取　梅田　仁司